

令和2年7月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月28日（火） 午後3時30分から同午後5時28分まで

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

谷 口 茂 雄
岩 城 見 一
森 本 ゆかり
伊 藤 真 昭
古 川 美智子

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 9名

6. 会議を傍聴した人 2名

7. 会議案件

日程第1 報告第52号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第53号

後援名義の承認事項変更届出書について

○リズム体操・レクダンス講習会&交流会

日程第3 報告第54号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第55号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第56号

新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 6月30日臨時校長会記録
- ・ 修学旅行予定

日程第6 報告第57号

令和2年度 運動会・体育祭 教育委員会からの出席について

日程第7 報告第58号

令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第8 議案第39号

後援名義使用の承諾について

○「2020第4回体育授業づくり講座」

日程第9 議案第40号

「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書」について

日程第10 議案第41号

湖南省公立学校職員のハラスメント防止等に関する要綱（案）の制定について

日程第11 議案第42号

湖南省スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第12 議案第43号

湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて

日程第13 協議事項

- (1) 令和2年9月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

会議の開会 午後3時30分

教育長

本日は傍聴の方も迎えての定例の教育委員会です。
傍聴の皆さん、よく来てくださいました。ありがとうございます。
それでは、まず報告52号、教育委員会の経過報告です。
今年滋賀県都市教育長協議会の会長を湖南省がしています。
6月29日の第2回の情報交換会においても、7月8日付で県の教育長に滋賀県都市教育長会としての要求を提出しました。いくつか要求はありますが、一つは中学校3年生に締めくくりの場を提供してあげたいということです。中学校体育連盟は、会場費等の補助を各市町で出してくださいとしていましたが、ぜひ県のほうからも補助してほしいと要求し

ました。また、秋の大会や冬の大会を中学校体育連盟の行事としてするように、県教育委員会から指導してほしいという要求をしました。

他にも県立高校の入学者選抜については、議論の経過を含めて伝えていただきたいと要求しました。

国や県の指定授業では、菩提寺北小学校が国語で文部科学省の指定を受けておりますが、コロナウイルスの関係で国からの調査官は来ません。県から指導主事を応援するなど柔軟な対応をぜひお願いしたいという要求をしました。

修学旅行は小学校1泊、中学校2泊です。やめるのは簡単ですが、どういう形ならできるということを模索しています。政府のGo Toトラベルキャンペーンの半額補助が使えるということになりましたが、各学校が懸念しているのがキャンセル料です。国の2次補正で交付金が出ることになりましたので、不可抗力でキャンセルしなければならないとなったときについてもクリアできたかなと思っております。

6月30日は第13回の臨時校長会でした。コロナウイルス対策での各学校の対応について情報交換をしながら、各学校で修学旅行について決めてもらっています。

7月1日は、第16回、市全体のコロナウイルス感染症対策の本部会議でした。

7月3日には、松籟会館の改築工事の祈願祭、起工式に市の3役として参加しました。

7月9日、甲賀湖南医師会長と懇談しました。懇談を経て学級閉鎖・臨時休校の基準についてのおおよその原案をつくり、8月になってから甲賀の保健所の所長と出会う予定です。その方にも意見を聞いてある程度まとめましたら、教育委員会あるいは総合教育会議に出したいと思っています。素人の考えだけで基準をつくるのではなく、ドクターの意見を尊重しながら基準をつくっています。

7月14日、甲賀市の教育長と管理職人事の意見交換をしています。

7月15日には、第3回の滋賀県都市教育長会を開きました。8月にも第4回の滋賀県都市教育長会を開きます。3密を避けての会議ですので、本来であれば8月は教育長、教育部長の合同会議があるのですが、それをすると密になってしまうので、今年は教育長の情報交換会だけが続けていくことになっています。県への令和3年度の要求事項は、特に臨時講師の確保等についてでした。例年10月に各市の教育委員が集まっての研修会があるのですが、今年度については中止になりました。大津で開催予定でした。

7月16日からは、令和2年度のタウンミーティングが始まります。

7月17日は、全国中学校駅伝の事務局が来庁いたしまして、本年度も

協力、後援をお願いしたいという要望でありました。今年度で一応5年経ちますが、あとさらに3年は希望が丘でやりたい、やってほしいということ全国中学校体育連盟と滋賀県から依頼されています。

私の意見としては、広大な芝のグラウンドで駅伝のコースが取れるというのは滋賀県の希望が丘しかありませんので、全国中学校駅伝は滋賀県がメッカになって、永久開催すればいいと思っています。その代わり、地元は2市1町ではなくて滋賀県です。これで実施してくれませんか、意見として申し述べました。地元が滋賀県になれば負担が全然違いますからね。その代わり、ドリームチームはなくていいということを行いました。

今年については、もし全国中学校駅伝があったとしても、2市1町のドリームチームは出場しないということも、湖南市の意見として申し上げました。2市1町集まっての合同練習というのはコロナウイルスの関係でとても無理ですので、今年はしないということです。

7月21日からは、各学校長との面談が始まっております。

昨日7月27日には、中学校の教科書の研究会を行いました。

今日は臨時議会が行われました。GIGAスクールは、今までパソコンをリースで計画してもらっていましたが、国の補助金が活用できるようになりましたので、1人1台パソコンを購入するということでの補正予算と、中学校に冷風機を入れることについての補正予算を上げてもらっています。

座る姿勢、書く姿勢、立腰ということ湖南市は重視しておりますが、人事訪問をして学校を見に行ったときに子どもの学習機の椅子が高いという発見をしました。石部南小学校、一番きれいに座っていました。3年生ぐらいの学年の子どもが、一生懸命足をそろえて、床に足をつけようとしているのですが、椅子が高いのでつま先しかつかないのです。なるほどと思って後から中学校を見ましたら、こちらも全て椅子が高かったです。床に足がつかないので止まり木という机の下の棒に足を乗せていました。机の高さに椅子を合わせますから、全部どうしても高くなるのです。特に中学校は学び合う学びというのを追求していますから、4人グループが作りやすいように、机の高さを一定にしています。背の高い子に机を合わすと全部椅子が高くなって、足は止まり木に止まってしまうということがわかりましたので、椅子の高さを調節してほしいという指示をしました。

他には前回の定例教育委員会でもお話しいただきましたが、不祥事、いじめ等の報告を一刻も早く市教育委員会に上げてほしいということを示しました。

新型コロナウイルス感染症関連です。夏休みの課題は担任と子どもが

一緒に考えるということが一番大事です。特に、湖南省は夏休みの短縮をできるだけ少なくして、長い夏休みを残しました。明治以後の学校教育制度で、決まった時刻に学校に来て、教科書と黒板とノートを使って、みんな一緒に同じ内容を同じ方法で、そして同じ時間帯に先生に教えてもらうというスタイルが始まりました。コロナウイルスの今の事態をピンチと捉えるのではなく、これを教育の仕組みを変えるチャンスと捉えましょう。これからは自覚して学ぶ学習者を育てるチャンスなのです。GIGAスクール構想で1人1台パソコンを渡しますが、「はい、じゃ、皆さん、1人1台パソコンを出しなさい」と先生が指示をして、授業をするというのでは、教科書のペーパーがパソコンに変わっただけで、教育の方法としては何も変わっていません。学びというのを子どもたちが学ぶ、自ら学ぶという授業にどう変えるかというのが一番大事だと思います。そのためには、日々の宿題を変えていかなければなりませんし、夏休みの課題を変えてもらう必要があります。ぜひ夏休みの課題を変えてほしいということをそれぞれの学校にお願いをしました。今年の夏休みで大きく変わったという学校は多分ないと思いますが、これから今年の冬休み、春休み、来年の夏休みと続けて、子どもたちは自分の課題を持って長期休業に臨む、そういうふうにしていく必要があると思います。分厚いドリルを一生懸命しているという、そういう姿ではない子どもの姿をぜひつくっていきたい。今はそのチャンスなんだということを話しているところです。

以上、少し長くなりましたが、経過報告をさせていただきました。
何かご質問あるいはご意見がありましたら、お願いいたします。

委員

6月29日、三雲小学校学校評議員会についてです。私も一緒に行かせていただいた会議です。そこで甲西中学校区の3校、中学校1校、小学校2校だけがまだCS理事会になっていないので、3校合同でのCS理事会にしようという話が出ていました。その後、7月に私も三雲東小学校のほうの学校評議員会にも出させてもらいまして、その中でもCS理事会の話題が出ておりました。CS理事会になったらどんなふうになるんだろうという不安の声もありつつ、既に、地域の評議員の皆さんもいろんな形で学校へ関わってくださっているの、それが3校合同になったらより手広く、お互い協力してやっていけるんじゃないかなと、なかなか明るい感じの見通しも持っていていただいているようで安心しました。

それと、来年度の入学式についてです。例年のパターンだと、春休みの最終日に6年生だけが登校して入学式の準備をして、次の日に始業式をして入学式をしてという流れですよね。今回のコロナウイルスで、今後どうなっていくか全然読めないですけれども、春休みの最終日に6年

生だけを登校させるというのは、交通安全面を考えても心配なので、できれば登校日というの、始業式を1日、そこを全員登校日、新1年生以外が登校で、その翌日に入学式というパターンでは難しいのかなという話題が出ていました。

教育長

それはまた校長会の場で話しましょう。それはいろいろ可能ですよ。4月8日に入学式をしていない市町というのは結構ありますからね。新学期の準備の期間を取るために、2日ほど余裕を持って、4月10日が入学式とかね。前年度末のコロナウイルスでよかったことと言ったら変ですが、卒業式の練習を例年みたいに長くしなくても、ちょっとの練習でもあれだけの卒業式ができるということがわかりました。ですので、そういうところもよいほうに取り入れていくのが大事かなと思いました。それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第52号について、承認することといたします。
続きまして、日程第2報告第53号、後援名義の承認事項変更届出書について、説明をお願いします。

事務局

名称 リズム体操・レクダンス講習会&交流会
主催 リズムアップいしべ
変更事項 開催中止

教育長

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第53号について、承認することといたします。
続きまして、日程第3報告第54号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第55号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課から説明をお願いします。

非公開

教育長 それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第54号と報告第55号について、承認することといたします。
続きまして、日程第5報告第56号、新型コロナウイルス感染症対策について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 新型コロナウイルス感染症対策についてです。
8月24日に臨時の校長会を開きました。そこで2学期に考えておかなければならないこと、例えば、運動会や修学旅行、あるいは学級閉鎖や休校の基準などを考えることになっています。
修学旅行についてです。例えば石部小学校ですと、当初の計画は1人当たり大体1万9,000円の予定をしておりました。しかし、3密を避けるために、宿屋を大部屋ではなく少ない人数で、できるだけ換気のできる部屋のあるホテルに変えました。他にはバスを6割以下の乗車としました。バスの台数が増えるとなると、大体1人当たり2万4,000円に変わります。
石部南小学校につきましては、広島県か伊勢を考えていました。広島県のほうが感染者が多いなどさまざまな理由で、伊勢に行き先を変えております。上の段がもともとの代金で、下の段がバスの乗車を6割以下とした場合の費用であります。それぞれ見ていただきたいと思います。
一番変わっていますのが石部中学校です。この石部中学校は当初、東京を考えておりました。ですが、東京を避けて信州に変更しました。当初、信州で民泊、おうちに泊めてもらうという予定をしていたんですが、この民泊を断られまして、ホテルに泊まるということになりました。ですので、このように費用がかさんでいるということです。このかさんだ費用の人数分を掛けますと、一番上に書いてある550万がかぶさってくるのですが、そこへGo Toトラベルキャンペーンが修学旅行も対象になるので、保護者の負担がもともとの費用よりも少し安くなるのかなという予想をしています。ただ、どこの旅行会社も説明会を31日に実施するというのを聞いていますので、今後、詳細がわかっていくという状況です。
以上です。

教育長 今は多分そうなるだろうということしか言えませんが、旅行会社もはっきりわかっていませんが、何とか積立金の範囲内で密を避けて行け

るのではないかと思います。

1つ確認ですが、石部中学校の民泊は向こうから断ってきたのですか。

事務局

はい、そうです。

教育長

今日、テレビを見ていたらその逆で、民泊の人が断られて、民泊はホテルよりも一段低く見られているのかなと言って悲しんでおられたけれど、そうではないのですね。

ということで今、実施の方向で進んでいます。子どもたちの思い出です。それから、各学年の校外学習についても、どの学年も1回は行けるように計画しようということで今、進めてくれているところです。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第56号について、承認することといたします。

続きまして、日程第6報告第57号、令和2年度 運動会・体育祭 教育委員会からの出席について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

今年度の運動会・体育祭については、来賓はお呼びしないということになっております。教育委員はどうしようかということで学校に尋ねましたら、例年のような開会式は行わないという学校が多いです。放送にするとか、学年別で運動会をやりますよとか、生徒主体で考えているということです。教育委員の皆様にはお越しく下さいとお願いはしませんけれども、もちろん応援に来ていただくのはありがたいことだというようなお返事でした。

以上です。

教育長

テント席とかはあるのですか。

事務局

それも検討をするということです。保護者席もつからない学校もありますし、つくる学校もあります。

委員

ちょっとのぞきに行くような感じで、行く場合はいいですか。

事務局

それは非常にありがたいです。

教育長 もしも行かれたら、学校長や教頭に「来たよ」と言っていただきたいです。

委員 ぜひ、はい。

教育長 私もそれぞれ顔出しはしようとは思っています。

委員 みんなの前で紹介とか、そういうことはないということですね。

事務局 そういうことはさせていただきます。

教育長 それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第57号について、承認することといたします。一応、日時だけまた確認をしておいてください。

続きまして、日程第7報告第58号、令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 今月は新規申請が6件、保留分のうち所得の分かりました6件についてと、停止に係る4件の合計16件の審査を行いました。

判定案については、取扱注意で載っております。4月に可決いただきました要保護・準要保護認定基準に基づいて審査をしています。

市外への転出で6月から停止が4件ございました。これについては、書いてあるとおりでございます。よろしく申し上げます。

教育長 これは認定理由あるいは非認定理由のところにありますので、基準に適合しているかどうかではっきりしていますので、これでよいかなと思いますが、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第58号について、承認することといたします。

続きまして、日程第8議案第39号、後援名義の使用承諾について、学

校教育課から説明をお願いします。

事務局 名称 「2020第4回体育授業づくり講座」
主催 授業研究サークル もりたい
期日 令和2年10月17日
会場 守山市立河西小学校 体育館
趣旨 体育の授業づくりについて

教育長 これは、参加人数が40人となっていますが、体育館での実施だったら40人ぐらいならいいのかな。どうでしょうか。何しろ今、コロナウイルスの時代ですからね。後援名義を出しているの、感染したら困りますよね。休みを利用して自分の時間を使って、こういう自主的な研修するというのは大事なことです、基本的には後援名義を出していったらいいかなとは思いますが。

感染レベルですとか、感染に対する予防策についてのただし書をつけて、後援名義使用を許可するということが必要ですね。

事務局 開催当日の前日とか、1週間前の状況を必ず把握してください、などのただし書をつけたいと思います。

教育長 無理して参加しないようにね。ただし書をつけていただいて、後援名義を許可するというにしたいと思います。

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第39号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第39号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第9議案第40号、「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書」について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 子どもと教科書市民・保護者の会事務局より、湖南市教育委員会教育長宛てで請願書が提出されています。請願書につきましては、事前に資料としてお渡ししてある中にございますので、お目通しいただいたかと思えます。

1点目は教科書選定と採択における透明性の確保について。2点目は現場教員の意見の反映について。3点目は教科書展示会の開催の充実に

ついて。4点目は教科書展示会のアンケート等による市民・保護者の意見の尊重について。5点目は教科書採択を行う教育委員会会議の周知について。6点目はより良い教科書の採択について請願をされています。市教育委員会へ提出されました請願書の扱いにつきましては、湖南省教育委員会会議規則第9条に、請願または陳情についての項がございます。教育委員会に対して請願または陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができるとあります。ただ、この際、調べてみますと、他市教育委員会会議規則には、請願についての具体的な手続や後の処理についても述べられていました。このことについては、本教育委員会が今後、考慮する意見かと考えます。そうした状況から、今回の請願書の扱いにつきましては、文書として受け取ったものについて回答を整えたいと考えています。

請願書は、6市教育委員会から成る教科用図書第二採択地区協議会で、5月7日、第4協議会で審議し、その続きの協議会で確認しましたと回答しましたけれども、本市教育委員会からの回答を改めてお送りすることとします。事務局案はこの案です。いかがでしょうか。

教育長

補足をしておきます。請願書の日付を見ていただくと4月23日となっています。なぜ今頃、定例教育委員会の議題になるかと言いますと、23日の宛先が、ここにあるように湖南省教育委員会教育長となっています。しかし、例年この請願書は、第二採択地区協議会の会長宛てに出していました。それで、この4月23日付の請願書については、第二採択地区協議会の会長名で6市を代表して回答書を既に出しました。しかしそれは第二採択地区協議会の会長に出しているのではなく、各市の教育長に出しているのです。各市の教育長から返事が欲しいということで、7月の定例教育委員会にかけています。文書により6月末までに賜りますようになっていますけど、4月の文書ですから当然、6月に間に合うのですが、今のような経緯がありましたので7月の定例教育委員会に議題として挙がっております。

それでは1点目、教科書選定等採択における透明性の確保についてです。特に、1番目の調査員の名簿等を事前に公表するという点については、できませんというのが第二採択地区の規定にありますので、そういうふうに回答しています。

それから、2番目の傍聴については、傍聴、例年ありますよね。

委員

はい、いらっしゃいますね。

教育長

受け入れているということです。広い場所で開催してほしいと書いて

ありますね。今年は大会議室のほうがいいですかね。コロナウイルスの関係がありますので。

それから、採択結果については速やかに公開をする。会議録についても速やかに公開をする。このことについても、公開予定ですということです。

2点目、現場教員の意見を反映することについても、委員長及び採択委員というのは現場教員なので、そういう現場の教員の目で見えていただいているということになります。

3点目、展示会場の充実ということについては、そこにありますように、第二採択地区で展示しているのは草津市と甲賀市の2か所だけです。しかし、県全体としては総合教育センターというのが野洲市にあって、そこでも展示していますので、第二採択地区の地域としては3か所で公開していますよということになります。むしろここにあるように、住民への自治体広報等で周知していくということが大事なかなと思います。

4点目、展示会のアンケート等による意見を尊重することとありますが、それについては静ひつな環境を確保し、公正、公平、中立ということが大事ですので、アンケートによる意見に左右されることがないようにしたいということを書いています。

5点目、教育委員会会議の周知についてですが、採択を行う教育委員会の会議については広報をしますとしています。

6点目、よりよい教科書の採択についてです。第二採択地区は、「多様性の尊重」「人権尊重」「世界平和」「いじめ」「環境」等の現代的な諸問題について工夫・配慮がなされているかという独自観点を設けています。それは第二採択地区の特徴的なところですので、今年もそれを活用していきます。

読んでいただいて、もしご意見等ありましたら。

委員

これは第2地区の会長名での回答と同じですよ。

教育長

私が見たところほぼ同じかなと思っていますけど、ほぼ同じでいいですね。

事務局

はい。

委員

それを湖南市の教育長名で回答したらよいということですね。

教育長

そうですね。ほかの市はその市が回答していますからいいですが、湖南市としては当然、既に教科書の第二採択地区委員会委員長、として回

答しているのです、それがずれると具合が悪いですね。第二採択地区委員会委員長と湖南省教育長の個人名は一緒です。

委員 湖南省は6番目で非常に公平な審査を心がけていると書いてあるので、これでいいと思いますね。

教育長 はい。この6番目が一番大事かなと思います。
それでは、この内容で回答させていただくことにしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第40号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第40号の協議結果を可決いたします。
続きまして、日程第10議案第41号、公立学校職員のハラスメント防止等に関する要綱（案）の制定について学校教育課から説明をお願いします。

事務局 6月1日よりパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となり、強化されることを受け、この要綱を設けるということで、案を出させていただきました。

対象となりますのが、湖南省公立学校に勤務する校長、教員、事務職員、栄養職員、用務員及びこれに準ずる者、つまり学校で働いている者が対象であります。そして、ハラスメントとして、セクハラ、パワハラ、モラハラ、妊娠、それからハラスメントに起因する問題を対象とします。まずは苦情相談窓口を設けようと思います。学校で一旦は誰かに相談したりできるといいのですが、なかなかそれができなくて、窓口の1つとして学校教育課も挙げています。

そこで何とか解決できるいいのですけれども、やはりそれ以上、収まりがつかないということであれば、苦情相談処理委員会の設置です。ここで1つ段階が上がっています。

この苦情相談処理委員に、職員団体が推薦する職員ということで、この要綱についても、職員団体に相談をさせていただこうと思っていますし、校長、教頭からも意見をもらっています。職員にも周知しながら、いろんな立場からこの要綱をつくり上げたいと思っています。

例えば、第2条の4項をご覧いただきたいと思います。「職務上の力

関係で」と書いてあるのですが、これが上司から部下へのハラスメントだけと限定しているんじゃないかという受け止めかたをされてしまうのではないかということで、「職場上の地位や人間関係など、職場内の力関係で」としてはどうかといった意見がありました。モラハラの部分の第2条の5項では、「当該職員が職場をやめざるを得ない状況に追い込んだり、勤務環境を悪化させることをいう」と書いてあるのですが、「人権や尊厳を侵害する言動及び行動をいう」というふうに、追い込んでやめさせたということを書いてしまっただけでは、もう取り返しのつかないことにまでになってしまっているのではないかなど、いろいろな意見をいただいております。

初めて見ていただきますので、今日はご意見をいただきたいと思いません。

教育長

もう少し補足しておきますと、先週、この要綱の回議書が回ってきましたが、私はまだこの内容には不満があります。このセクハラ防止については、6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化されますよということで、県教育委員会が各市にハラスメント防止等の要綱をつくっていますかという調査をしています。すると、つくってない市がいくつかわかりまして、そのうちの1つが湖南省です。ハラスメント防止等の要綱をつくっている市のほうが多いのです。湖南省は他市より要綱をつくるのが遅いので、その分いいものにしたいと思っています。

草津市はハラスメントの防止指針をつくっていますが、校長によるハラスメントがありました。今日の新聞に載っていましたが、ハラスメントを根絶するための第三者機関、新たな防止指針をつくらうとしているそうです。ですので、今まで草津市がつくっていたような防止要綱を、これから湖南省がつくっても意味がないと思います。そこでご意見をいただきたいと思いません。

私がいくつか不満なところを申し上げますと、1つは第6条です。ハラスメントの相談窓口を学校教育課に置くとあります。相談員は各小中学校1人、つまり学校の教員が各1人置かれるということです。プラス学校教職員課の職員の4名。それが男女2人ずつとなっていますね。ハラスメントの相談窓口が全部内部の人間でいいのかということです。外部から見ると、「内輪のことを内輪でやっているのか」と思いますよね。それを何とかしたいと思いません。

これは今朝の三役会議で話題にして、市長のほうからは顧問弁護士をつけたらどうかという話がありました。副市長は、学校の先生に言うということは、学校が隠しますよと言っておられました。そういうことも含めまして、私の1つの案としては、教育委員に入ってもらうのは

どうかということです。

もう1つは、第8条の苦情・相談処理委員会の設置のところです。『4、委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる』となっています。11条に、教育長は必要な措置を講ずると、ここでやっと教育長が出てくるのです。それまでは全然教育長は関わらないのです。

回議書には他市の案もつけてありました。そのうちの1つが九州柳川市です。小中学校のハラスメント防止対策要綱は、『防止委員会は次に掲げる委員をもって組織する。(1)教育長』となっています。そして防止委員会の長は教育長となっています。

ここで議論したいのは窓口の問題と苦情・相談処理委員会の構成の問題についてです。もっと外部の人を入れたほうがいいんじゃないかと思えます。特にこの辺について、いろいろご意見をいただけたらありがたいです。

私は、もう少し根本的に、委員会の立てつけから変えていったほうがいいかなと思っています。柳川市の要綱を見てみると、防止委員会というのがあります。これは教育長、教育部長、次長、首席指導官、それから学校教育課長、小学校代表2名、中学校代表1人で構成されています。これもある種内部ですよ。そして、防止委員会の中に、具体的に話を聞くための相談員を各学校に置いています。それとは別に、防止委員会が必要と認めたときに限り、その下に調査委員会というのを設けると書いてあります。これは外部です。そういう立てつけになっているみたいです。

委員

まず必要だと思ったのは、教育長が今言われたとおり、苦情・相談処理委員会というものが設置されたときには、既にハラスメントが起こっていて、そういう被害を受けている人からの訴えがあって、委員会ができるわけですよ。つまり、既に弁護士は要りますよね。内部だけでは済みません。ですから、まずは弁護士を入れなければならないと思いました。

あともう1つは、それに加えて、ハラスメント被害を受けている人に対する心理的なケアも必要になってくると思います。ですから、心理面のケアができる専門家が1人要るんじゃないかと思います。

この文章を出した主体はどこですか。

教育長

厚生労働省です。文部科学省から県教育委員会に下りてきました。

委員

そういう順序ですね。わかりました。該当するのは必ずしも教育だけではないわけですね。

教育長

そうです。湖南省も市職員の要綱はあります。それに倣ってこういう形にしています。湖南省の市職員のハラスメントの窓口は、総合政策部の人事課です。大体ほかの市もそうです。多分、教職員も、湖南省よりも先につくっているところは、窓口が教育委員会学校教育課になっているところが多いと思います。それは草津市のハラスメントの例が出る前の話ですので、草津市の例が出たからにはこのままの要綱にしておくわけにはいかないだろうと思っています。

ですので、今日はここで要綱をまとめるということはありません。もう1回、起案を戻すということになりますので、ご意見を言っていたらありがたいです。

委員

ハラスメントが起こったときには、問題が起こったことを訴えやすい体制をつくらないといけませんね。それを抑え込んでしまうような体制なら意味がありません。ですから、まず第1段階としては相談窓口が要りますね。それでもどうしてもならない問題が起こったときには、もっと法律的な力を使わないといけません。調査委員会というのはいくらも強い権限を持った形で必要になってくると思います。一番大事なものは相談がしやすい組織をつくっていくことです。

教育長

つまり、調査委員会の下に窓口の委員会があるのですが、そこに弁護士がいたほうがいいということですね。

委員

いたほうがいいと思います。内部だけではうまくいかならないと思います。

教育長

内部だけではいけないだろうと私も思っています。どうですか。

委員

教育委員は外部なのか内部なのかわかりませんが、住民から見たら教育委員は内部だと思いますね。教育委員ではなく法律の専門家のほうが効き目があると思います。

この相談員が誰になるかによって、相談しやすいかしくないかが決まると思います。その学校では普段一緒に仕事をしている人達が相談員になるわけですね。

大学の場合ですと、学生に対して教員からのパワハラや、教員から教員へのパワハラ、セクハラも起こります。その場合、学校とは全く独立したところに委員会がつけられます。教員同士に知れ渡らずに、その委員会の判断によって、問題を記録し、その後の処理をしていくという形

です。ですのでパワハラが及ばないところに委員会というのを設置するべきですね。

教育長 人権委員会みたいなものですか。そうすると、教育委員会も知らないところで委員会を開くのですね。

委員 教育委員の誰か1人が、相談の中に1人加わるのは悪くはないと思いますが、あまり役に立たないような気がします。

教育長 訴える人からすると、そういう関係者に知られないところのほうが言いやすいかもしれないですね。

委員 そう思います。教育委員というのは、教員の承認などの権力を持っているところでしょう。教員からすれば相談しにくいと思います。

委員 完全に外部の組織にするという案、賛成です。相談員というのが各学校にいたとして、その人に相談できないなと思ってしまったら、それを飛ばして相談に行ける窓口というのがまた別に必要なんじゃないかと思います。相談員から相談をつなげられる環境はあってもいいとは思いますが、完全に別の、誰もが行ける窓口というのがある状況のほうが良いと思います。

委員 相談員が教員なら、教員同士、同僚とか先輩の関係があって言いにくいでしょうね。

委員 相談員で何とかできたら委員会には上がってこないですね。どうしようもないから委員会を設けるんですね。

教育長 そうです。委員会まで上がらない問題はいっぱいあるかもしれないけれど、言いやすい場所があるというのが大事ですね。だから今、全ての学校がコミュニティーになろうというところですから、地域のどこかに相談できる場所を置くのもいいかもしれないですね。小学校単位では要りますよね。中学校区に1つだとちょっと一足ありますのでね。そういう方向で考えてもらうということでもよろしいですか。要綱が結構変わるとは思いますけど、今意見が出たことを入れていただいて、もう1回、起案を戻します。

事務局 はい、わかりました。

教育長 一からやり直すということで、お願いいたします。いいのをつくって
いきたいと思いますのでね。

それでは審議結果につきましては異議ありと認め、議案第41号につ
きまして審議結果を否決することよろしいでしょうか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 異議ありと認め、議案第41号の協議結果を否決いたします。

続きまして、日程第11議案第42号、湖南省スポーツ推進審議会委員の
委嘱について生涯学習課から説明をお願いします。

事務局 湖南省スポーツ推進審議会委員の案です。任期は、令和2年8月1日
から令和4年7月31日の2年間になります。前任の方から代わられた方
は、学識経験者のほうでは、上から2人目の方と4人目の方です。スポー
ツ団体の代表者では、上から2人目の方と4人目の方に新しく委員とし
てお願いをさせていただきたいと思っております。いずれも、所属され
る団体等の推薦を受けて委嘱させていただきたいと考えております。
以上です。

教育長 半数替わってもらうということですね。今回入られた方は長く湖南省
のスポーツ振興に関わっていただいておりますし、パラリンピックもあ
りますしね。よいメンバーだと思います。

それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第42号につ
きまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 異議なしと認め、議案第42号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第12議案第43号、湖南省奨学資金給付制度の給付可
否を決定することについて生涯学習課から説明をお願いします。

事務局 審査件数は28件、うち高校19件、大学等9件でした。そのうち給付可
能が27件、高校18件、大学等9件です。給付不可は高校1件です。こち
らは審査所得基準額を超過したための給付不可です。

内訳は、高校18名のうち、公立14名、私立4名。大学等は9名のうち、

公立2名、私立2名です。

教育長 これ、前から何回も議論をしてきて、ボランティア等を重視してもらうことになりましたが、そのときは人数が7、80名と聞いていたのですが。

事務局 実は、前年度よりかなり大学生が減っております。令和2年4月から日本学生支援機構の新しい給付制度が始まりました。住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に対する支援の枠がかなり拡大しています。これまでは、住民税非課税世帯の295万円未満が対象でした。しかし今年度の4月から、給付額の上限は下がるのですが、461万円未満まで授業料減免なら、23万円。奨学金なら30万円までにされるということで、そちらの給付型奨学金を利用される方が増えたのが理由ではないかと考えております。

教育長 日本学生支援機構も給付型ですか。

事務局 給付型が拡大されました。こちらの給付型を受けられる方は、湖南市の奨学資金交付制度の対象から外させていただいています。そのために希望をされる方が少ないのではないかと考えています。高校生はほとんど変化がございません。

教育長 ボランティアが嫌で減ったわけではないのですね。

事務局 そういうわけではございません。給付金額が日本学生支援機構のほうが多いからだと思います。

教育長 なるほど。これだけ少ないということは、ボランティアの活用をまた考えないといけませんし、ボランティアが多くなる方法を考えないといけませんね。希望がないなら予算を減らしますよとなると思いますからね。これは年1回の募集ですか。

事務局 随時受付はさせていただいていますが、7月6日までに申請書類を出していただいた方は、給付が決定した場合、令和2年4月分から遡って給付されますので、一旦、7月6日で締め切らせていただいています。7月6日以降の申し込みは翌月以降からの給付になります。

教育長 せっかくのこういう事業ですので、いろんな人にチャンスが回るように広報してください。

それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第43号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

異議なしと認め、議案第43号の審議結果を可決いたします。
では、次に9月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、9月28日月曜日 午後2時30分開会に決定 —

教育長

これで7月の定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後5時28分